

平成 2 7 年

第 1 回西原村臨時会会議録

平成 2 7 年 5 月 2 1 日

平成 2 7 年 5 月 2 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 27 年第 1 回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
5 月 2 1 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・諸般の報告・村長提案理由説明・議案審議 (承認第 2 号～第 6 号・議案第 3 8 号～第 3 9 号)	

提 出 議 案 等

(平成27年5月21日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「(専第3号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」
- 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」
- 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成27年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」
- 議案第38号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 財産の取得契約の締結について

目 次

第1号（5月21日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	3
出席議員氏名	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開会・開議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定について	6
日程第 3 諸般の報告	6
日程第 4 村長提案理由説明（承認第2号～第6号・議案第38号～第39号）	6
日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」	8
日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について 「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」	11
日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について 「（専第3号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」	12
日程第 8 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について 「（専第4号）平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」	14
日程第 9 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について 「（専第5号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」	16
日程第10 議案第38号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第11 議案第39号 財産の取得契約の締結について	19
閉 会	20
署 名	21

第 1 号 (5 月 2 1 日)

平成27年第1回西原村議会臨時会会議録

平成27年5月21日、平成27年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成27年5月21日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（承認第2号～第6号・議案第38号～第39号）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」
- 日程第10 議案第38号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第 1 1 議案第 3 9 号 財産の取得契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	片島信幸君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成27年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番議員、村上貞廣君、4番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第120条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

4月30日から5月1日にかけて、産業教育常任委員会において、鹿児島県垂水市の桜島降灰対策と宮崎県都城市の霧島山の噴火による降灰被害農家への支援を研修しまして、農業者の経営安定と被害防止、軽減対策などの取り組みの概要を研修し、参考になりました。

また、5月19日から20日にかけて、総務福祉常任委員会において、長崎県東彼杵町で定住促進、地域づくりの推進を、佐賀県太良町で高齢者と子育て支援の充実、一次産業と一体化した商工観光業の振興について研修を行い、今後の参考にしたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成27年第1回臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

難題多い昨今でありますけれども、私も議員の皆さんも、村を守り発展させるのは共通の認識であるという、当然の責務とっておるところでございます。

一昨年以来、灰床地区の開発問題、そして温泉施設の競売等、議員各位のご指導とご協力で、まずは総意に沿って順調に推移しておるところであります。

村民の方々が安全で安心して暮らすことができなければ、村の活性化と発展はないと思うところであります。今後も、善後策を含め、どうしたら我々にとって一番いいのか、議会の皆さん方と協議し、検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

この条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)の公布に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「(専第3号)平成26年度西原村一般会計補正予算(第9号)について」ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,020万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,377万6,000円とするものでございます。歳入におきましては、特別交付税等の交付額及び児童福祉費負担金等の交付額が年度末に決定されたこと、歳出におきましては、国民健康保険特別会計の法定外繰出金が不用となったこと、私立保育園の補助金等に早急に補正予算が必要となり、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行させていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「(専第4号)平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ210万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,220万6,000円とするものでございます。補正の主なものについて申し上げますと、歳入におきましては、財政調整交付金等の国・県の交付額が決定したので増額補正をしております。また、一般会計繰入金の法定外繰入金1,600万円の減額補正をしております。歳出につきましては、療養給付費の負担金の額が決定したことによりまして、療養諸費692万円の減額補正をしております。今回の補正予算は、年度末に額が確定したものであり、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「(専第5号)平成27年度西原村一般会計補正予算(第1号)について」ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,712万5,000円とするものでございます。4月14日の全員協議会の中でご説明させていただきました競売入札参加の同意をいただき、入札に参加したところでございますが、村有財産取得に要する経費において早急に予算補正が必要となり、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第38号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

介護保険法の一部改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえた介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料率の改定を行う必要があるため、西原村介護保険条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第39号、財産の取得契約の締結についてご説明いたします。

専第5号、補正予算(第1号)で申し上げました競売物件落札に伴いまして財産取得契約の締結をいたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案させていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認5件、議案2件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長(坂梨公介君) 日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認につい

て「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君)おはようございます。

承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成27年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第1号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例(昭和39年西原村条例第14号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の村税条例の一部改正につきまして、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。それを受けまして、西原村税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきました。

主な内容については、お手元に配付しております改正する条例の概要、資料1でご説明させていただきます。

資料1を見てください。

条例改正の趣旨は、地方税法及び関係法令及び関係する基準省令の一部改正を踏まえ、西原村税条例の整備を行うものです。

内容につきましてご説明します。

まず、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー制度)の改正による条例を改正するものです。

次に、徴収猶予制度の見直しにおける条例委任による条文の新設です。

徴収猶予制度に関する徴収金の分割納付・分割納入、申請手続等の整備を行うものです。

次に、税の減免申請期限の改正です。

改正前は「納期限前7日」と条例で規定しておりましたが、これを「納期限日」と改正するものです。

次に、住民税の改正です。

まず、ふるさと納税関係の改正です。

これは、地方税法上の特例を創設し条文を新設することにより、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、従前は確定申告が必要であったが、改正後は確定申告なしで寄附金税額控除を受けることができる制

度です。

次の住宅ローン減税措置の対象期間の延長ですが、これは消費税が10%への引き上げが当初の平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更になったため、住宅ローン減税措置の対象期間が所得税と同じく1年6カ月延長されたものです。

次の法人村民税均等割額の税率適用区分であります資本金等の額に係る改正は、地方税の改正により、この税率適用区分であります資本金等の額において「連結個別資産等」が削除されたことに伴った条例改正です。

次の固定資産税の改正ですが、これは平成30年評価替えに伴う年度改正です。従前は「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」と改正したものです。

資料の1-2をごらんください。

軽自動車税の改正です。

まず、グリーン化特例の設置です。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初期登録した、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じて平成28年度グリーン化特例が制定されたための条例化です。

次に、二輪車等に係る軽自動車税の見直しについてです。

原動機付自転車及び二輪車並びに小型特殊自動車に係る税率の見直しは、平成27年度分以後に適用するとされていたが、地方税の改正により適用開始が1年延長されました。

次のたばこ税の改正ですが、紙巻たばこ3級品の税率特例措置が廃止されました。

次に、地方税法を含む各法律改正に伴い、条ずれ・項ずれによる条例を整備しました。

また、未施行の改正条例が追加改正されました。これは、軽自動車税の税率の特例に関する条文の整理です。

改正に伴う改正条例及び新設条例または施行期日は、資料に記載されているとおりです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)西原村税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第6、承認第3号、専決処分の報告及び承認について「(専第2号)西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君) 承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成27年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚お開きください。

専第2号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例(昭和35年西原村条例第24号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方税法の一部を改正する法律が3月末に公布されました。それを受けまして、西原村国民健康保険税条例も4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分とさせていただきます。

内容につきましては、資料2をお手元に差し上げておりますので、資料によりご説明させていただきます。

資料2を見てください。

条例改正の趣旨は、地方税法及び関係法令及び関係する基準省令の一部改正を踏まえ、西原村国民健康保険税条例の整備を行うものです。

内容についてご説明します。

まず、国民健康保険税賦課限度額の改正です。

資料の表のとおり、改正前が81万円で改正後は85万円となり、4万円の増額となりました。

次に、国民健康保険税軽減判定所得の改正ですが、改正内容は、5割軽減の計算の数値が24万5,000円から26万円に、また2割軽減の計算の数値が45

万円から47万円に改正され、計算表式が表のとおりに変わります。

この改正で、高所得者に負担を大きくしていただき、低・中所得者に対する判定の幅が広くなり、負担を少なくすることとなります。

改正に伴います改正条例及び施行期日は、資料に記載されているとおりです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について「（専第2号）西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第3号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

承認第4号についてご説明いたします。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

1枚あけていただきまして、専第3号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

平成26年度西原村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,020万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,377万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油税譲与税、目 1 地方揮発油税譲与税、114万6,000円の増額補正でございます。

項 2 自動車重量譲与税、目 1 自動車重量譲与税、218万5,000円の増額補正でございます。

款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、目 1 利子割交付金、29万8,000円の増額補正でございます。

款 4 配当割交付金、項 1 配当割交付金、目 1 配当割交付金、222万3,000円の増額補正でございます。

款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1 株式等譲渡所得割交付金、目 1 株式等譲渡所得割交付金、353万6,000円の増額補正でございます。

款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金、目 1 地方消費税交付金、778万3,000円の増額補正でございます。

7 ページでございます。

款 7 ゴルフ場利用税交付金、項 1 ゴルフ場利用税交付金、目 1 ゴルフ場利用税交付金、113万3,000円の増額補正でございます。

款 8 自動車取得税交付金、項 1 自動車取得税交付金、目 1 自動車取得税交付金、59万1,000円の増額補正でございます。

款10地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税、特別交付税、3,399万4,000円の増額補正でございます。

款11交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、目 1 交通安全対策特別交付金、16万2,000円の増額補正でございます。

款 2 から款11までは、年度末に交付額確定に伴います増額補正でございます。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、163万1,000円の減額補正でございます。平成26年度保育所運営費国庫負担金交付確定に伴います減額補正でございます。

項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金128万2,000円の増額補正でございます。子育て支援強化補助金でございます。

8 ページでございます。

款15県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、81万6,000円の減額補正でございます。平成26年度保育所運営費県負担金交付決定額確定に伴います減額補正でございます。

項 2 県補助金、目 1 民生費県補助金、167万7,000円の減額補正でございます。私立保育園の特別保育事業費等の補助金及び保育士等処遇改善臨時特別交付金の減額補正でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、10万8,000円の増額補正でございます。特定案件法律相談委託費でございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 2 児童措置費、83万2,000円の増額補正でございます。私立保育園運営費負担金 2 万3,000円、特別保育事業費等補助金67万7,000円、保育士等処遇改善臨時特別交付金13万2,000円でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、1,600万円の減額補正でございます。国保会計の歳入におきまして、財政調整交付金等の交付額が年度末に交付決定されたこと、また歳出において、保険給付費が 3 月補正予算時点の見込み額を下回ったことにより、財源不足のため一般会計から法定外繰り出しを予定しておりましたが、不用となったため減額補正させていただくものでございます。

あと、予備費に6,526万9,000円増額補正しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第 4 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 3 号）平成26年度西原村一般会計補正予算（第 9 号）について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第 4 号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第 8、承認第 5 号、専決処分の報告及び承認について「（専第 4 号）平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）皆さん、こんにちは。

それでは、承認第 5 号についてご説明いたします。

承認第 5 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により専決処分

した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成27年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第4号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,220万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金、646万7,000円の増額補正でございます。

款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金、1,164万1,000円の増額補正でございます。

款9繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、1,600万円の減額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、445万円の減額補正でございます。

目2退職被保険者療養給付費、247万円の減額補正でございます。

款12予備費、項1予備費、目1予備費、902万8,000円の増額補正でございます。

平成26年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の内容については以上であります。本年3月定例会の時点では、予備費全額を充当しても財源不足が生じる見込みとなり、やむを得ず一般会計からの法定外繰り入れをお願いした次第ですが、先ほどご説明いたしましたように、歳入予算で、年度末に交付決定された財政調整交付金の交付による1,164万1,000円の増額、歳出予算では、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者療養給付費の3月補正予算時点の見込みを下回ったための692万円の減額などの要因によりまして、財源不足のため一般会計から繰り入れを予定していた法定外繰り入れが不用となったことによりまして、緊急に予算補正が必要と

なり、地方自治法第179条第1項の規定により専決をさせていただきました。
以上で説明を終わります。ご承認いただきますよう、どうぞよろしくお願
いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成26年度
西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、原案どおり承
認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第9、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）
平成27年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条
第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成27年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1枚あけていただきまして、専第5号、平成27年度西原村一般会計補正予
算（第1号）。

平成27年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,712万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年4月13日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容の説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、6,000万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金でございます。

7ページの歳出につきましては、款2総務費、項1総務管理費、目2財産管理費、6,000万円の増額補正でございます。公有財産購入費としまして、土地家屋等購入費として計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第5号）平成27年度西原村一般会計補正予算（第1号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第10、議案第38号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第38号につきましてご説明いたします。

議案第38号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

介護保険法の一部改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえた介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料率の改定を行う必要があり、平成27年度本算定に向けた6月以降の事務処理を円滑に進めるために、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから別紙で、1枚物で西原村介護保険条例の一部を改正する条例

(案)の概要というのをお配りしておりますけれども、これにより説明をいたします。

右のほうで、条例改正の趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでありますけれども、6月1日以降に保育料算定のため、平成26年度分の所得を反映するという事などにより、本算定に向けた6月以降の事務処理を円滑に進めるため条例改正を行いたいということでございます。

2番の内容について説明いたします。

国が行う関係省令の改正内容に準じて、西原村介護保険条例を改正する。

主な基準省令の改正内容ですけれども、これは介護保険法施行令の一部改正でございます。一部改正が平成27年4月10日に公布・施行されております。

内容につきましては、公費を投入しての低所得者の第1号保険料の軽減強化を踏まえ、保険料軽減の対象者及び軽減幅を定めるという内容でございます。

これを受けまして、この省令の改正に対しまして、今回、直近の議会で西原村の条例を一部改正させていただくということで提案させていただいております。

(2)で一部改正する条例でございますが、西原村介護保険条例(平成12年西原村条例第18号)でありますけれども、その中で主に第2条第2項を改めまして、第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を2万9,160円とするという内容が主なものでございます。これは、今の基準額が年額保険料6万4,800円ですけれども、それに保険料率0.45を掛けて2万9,160円とするというものでございます。

3、施行期日、公布の日。

4、経過措置、改正後の西原村介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上であります。ご審議方よろしく願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第39号、財産の取得契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、財産の取得契約の締結について。

次のとおり財産取得契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成27年5月21日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

物件の表示。

1、土地。

所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森字大切畑2056－1。地目、宅地。地積、1,654.00㎡。

同じく、字大切畑2057－1、宅地、1,876.00㎡。

同じく、字大切畑2057－12、宅地、1,048.92㎡。

同じく、字大切畑2057－13、宅地、2,380.21㎡。

同じく、字大切畑2057－14。地目、公衆用道路。148.00㎡。持ち分3分の1でございます。

同じく、字大切畑2057－16、公衆用道路、144.00㎡。持ち分7分の2でございます。

同じく、字大切畑2057－17、公衆用道路、257.00㎡。持ち分5分の1。

同じく、字大切畑2057－20。地目、原野。現況地目は雑種地となっております。1,547.00㎡。

同じく、字大切畑2057－22。地目、鉱泉地。5.21㎡。

2、建物。

所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森字大切畑2057－1、2056－1、2057－13、2057－12。種類は店舗・浴場となっております。構造、木・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て。床面積が、1階が1,052.66㎡、2階、149.44㎡。

附属建物。

符号2。種類が機械室。構造、コンクリートブロック造スレートぶき平屋建て。床面積、75.00㎡。

符号3。種類、機械室。構造、コンクリートブロック造スレートぶき平屋建て。床面積、8.64㎡。

符号4。種類、店舗。構造、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建て。床面積、

49.68㎡。

所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森字大切畑2057-2、2057-12。種類、水車小屋・倉庫。構造、木造亜鉛メッキ鋼板・セメント瓦ぶき平屋建て。床面積、36.46㎡。

3、取得額、5,100万円也。税込みでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、財産の取得契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成27年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

3 番議員 村 上 貞 廣

4 番議員 西 口 義 充